

テレワーク・ マスター企業 支援奨励金

テレワークで
感染症の防止と
働き方改革を
推進!

「週3日・社員の7割以上」※、3か月間、テレワークを実施した都内中小企業に、
最高80万円の奨励金を支給!

※現場作業等に従事する社員を除く、テレワーク実施可能な社員数の7割の人数

事業概要

- 「週3日・社員7割以上」、3か月間テレワークを実施した企業を「テレワーク・マスター企業」として都が認定し、WebサイトでPR
- 「テレワーク・マスター企業」に対し、通信費や機器・ソフト利用料など企業が負担・支出した経費に基づき算定した最高80万円の定額の奨励金を支給

対象 常時雇用する労働者が1名～300名以下の都内中小企業等

- 要件**
- ①「テレワーク東京ルール」実践企業宣言に登録
 - ②トライアル期間中(5/12～9/30)に、テレワーク実施可能な社員数のうち、「週3日・社員の7割以上」、3か月間テレワークを実施 ※その他要件あり

テレワーク実施人数	70人以上	50人以上	30人以上	30人未満
奨励金支給額	80万円	60万円	40万円	20万円

※小規模企業特例：10万円

※「テレワーク実施人数」とは、現場作業等に従事する社員を除く、テレワーク実施可能な社員数の7割の人数です(算定基準による)

対象経費
(3か月分)

- 通信費、機器リース料、ソフト利用料、テレワーク手当、サテライトオフィス利用料など、社員がテレワークを実施するために企業が負担・支出した経費
- 経費の領収書や支払証明書等に基づき支給

▼ 本事業の詳細はこちらから

テレワーク・マスター企業 **検索**

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/tele-trial.html>

▼ お問い合わせ先

公益財団法人東京しごと財団雇用環境整備課
「テレワーク・マスター企業支援奨励金」事務局

TEL. **03-6734-1301** (平日9～17時)

※平日12～13時、土日・祝日、年末年始を除く



令和3年
6月30日(水)
まで

「計画エントリーシート」の提出

取組を実施するにあたり、事前に「テレワーク東京ルール」へ登録し、
「計画エントリーシート」を提出する必要があります。
まずは、「テレワーク東京ルール」へご登録ください

「東京ルール」、「計画エントリーシート」の
ご登録はこちらから



テレワーク東京ルール 検索

<https://www.telework-rule.metro.tokyo.lg.jp/>

事業の流れ

「テレワーク東京ルール」実践企業宣言への登録
(テレワーク規定未整備の場合は仮登録ができます)
※テレワーク規定は、後日、要提出。「テレワーク東京ルール」への登録が完了しないと、奨励金の申請は行えません。

「計画エントリーシート」の提出

取組実施
「テレワーク定着トライアル期間 (5/12 ~ 9/30)」中に
「週3日・社員の7割以上」のテレワークを3か月間実施

「テレワーク・マスター企業」認定、奨励金申請・支給

テレワーク東京ルールとは

「テレワーク東京ルール」実践企業宣言制度とは、テレワーク東京ルールの5つの戦略を踏まえ、「我が社のテレワーク」を設定・宣言していただく制度です。

